

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市火葬場霊柩車運賃補助金交付事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	霊柩運送に係る市民負担の軽減を図るため、喪主に対して予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	霊柩運送に係る費用が21,000円以上である喪主 （ただし、当該喪主が市外に住所を有し、かつ、死亡者が市外に住所を有していた場合を除く。）
補助対象経費	霊柩運送に係る費用
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	（上限） 霊柩車運賃の10分の3の額…①、喪主負担額：霊柩車運賃－① ・喪主負担額が20,000円未満の場合 霊柩車運賃から20,000円を差し引いた額を補助 ・喪主負担額が28,000円以上の場合 霊柩車運賃から27,000円を差し引いた額を補助 （補助金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
	霊柩車の運賃や利用状況及び遠隔地への配慮から、少額補助金や補助率1/2を超える場合があるが、喪主の負担軽減を図るために補助が必要である。
補助率等	霊柩車運賃の10分の3を補助するほか、喪主負担額に応じて変動する。
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 霊柩車の運賃や利用状況及び遠隔地への配慮から、少額補助金や補助率1/2を超える場合があるが、喪主の負担軽減を図るために補助が必要である。
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 補助金交付制度の内容から数値目標の設定が困難であるため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 死亡届の際に案内する。
事業担当（担当部署）	環境対策課 施設管理係
（電話番号）	0259-63-3113